

埼玉県グリーン調達推進方針

【令和3年度版】

埼玉県グリーン調達推進方針

目次

1	策定趣旨	1
2	定義	1
3	対象範囲	2
4	環境物品等の調達に際しての基本的な考え方	2
5	環境物品等の調達に関する基本的事項	3
6	特定調達品目	4
7	その他	4
8	推進の方法	5
9	施行期日	5
参考1	環境物品等の調達に当たり参考となる主なラベル	6
参考2	「彩の国リサイクル認定製品」一覧	8
別表	令和3年度特定調達品目及び判断の基準等	10
A	紙類（7品目）	12
B	文具類（82品目）	12
C	オフィス家具等（10品目）	14
D	画像機器等（10品目）	15
E	電子計算機等（4品目）	15
F	オフィス機器等（5品目）	16
G	携帯電話等（3品目）	16
H	家電製品（6品目）	16
I	エアコンディショナー等（3品目）	16
J	温水器等（4品目）	16
K	照明（4品目）	17
L	自動車等（8品目）	17
M	消火器（1品目）	17
N	制服・作業着等（4品目）	17
O	インテリア・寝装寝具（11品目）	18
P	作業手袋（1品目）	18
Q	その他の繊維製品（7品目）	18
R	設備（15品目）	19
S	災害備蓄用品（15品目）	20
T	公共工事（82品目）	20
U	役務（22品目）	26
V	プラスチック製ごみ袋（1品目）	29
W	その他（1品目）	29

埼玉県グリーン調達推進方針

平成14年3月18日策定
平成15年3月19日一部改定
平成16年3月29日一部改定
平成17年3月28日一部改定
平成18年3月 3日一部改定
平成19年3月29日一部改定
平成20年3月28日一部改定
平成21年3月27日一部改定
平成21年8月17日一部改定
平成22年3月19日一部改定
平成23年3月10日一部改定
平成24年3月26日一部改定
平成25年3月28日一部改定
平成26年3月20日一部改定
平成27年3月17日一部改定
平成28年3月22日一部改定
平成29年3月13日一部改定
平成30年3月23日一部改定
平成31年3月29日一部改定
令和 2年3月31日一部改定
令和 3年5月24日一部改定

1 策定趣旨

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因の多くが大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に深く根ざしており、この解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠となっている。

本県では、平成9年9月に「埼玉県環境配慮方針」を定め、物品等調達の際に配慮すべき事項や再生紙の利用に関するガイドラインを示すとともに、公用車の調達に当たっては、九都県市指定低公害車を優先的に選択することを定めるなど、率先して環境負荷の低減に資する物品やサービスの調達に努めてきた。

平成13年4月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）が全面施行されたことを受けて、「埼玉県環境配慮方針」の取組をさらに推進し、全庁が一体となった環境物品等の調達を目指すため、「埼玉県グリーン調達推進方針」を策定する。

この方針は、埼玉県環境基本計画の詳細計画として位置づけるものである。

2 定義

(1) グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、購入の必要性を十分に考慮し、価格や品質だけでなく環

境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の軽減に努める事業者から優先して購入することをいう。

(2) 環境物品等

次のいずれかに該当する物品又は役務をいう。

ア 再生資源その他の環境への負荷（環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第1項に規定する「環境への負荷」をいう。以下同じ。）の低減に資する原材料又は部品

イ 環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品

ウ 環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務

(3) 特定調達品目

県が特に調達を推進する環境物品等の種類をいう。グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する「特定調達品目」に相当する。

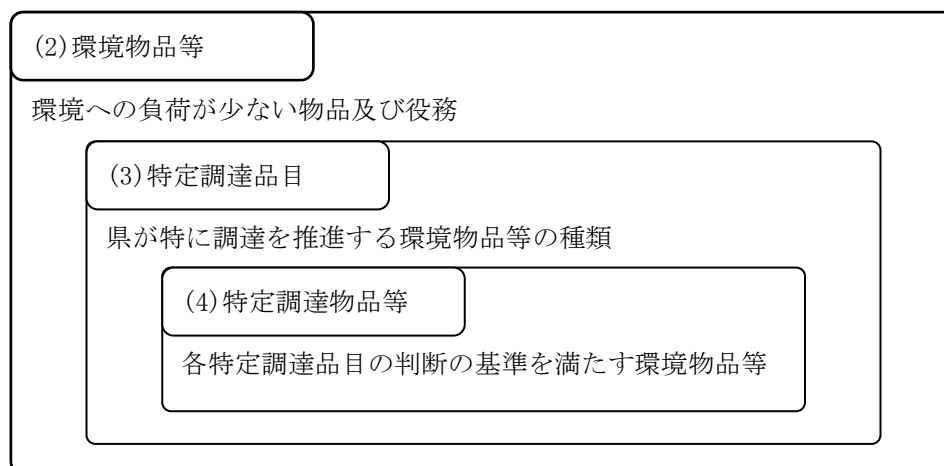
※別表の「品目名」（例：B001 シャープペンシル）を指す。

(4) 特定調達物品等

特定調達品目のうち、「判断の基準」を満たす環境物品等をいう。グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する「特定調達物品等」に相当する。

※具体的商品名（〇〇社の△△シャープペンシル）を指す。

※(2)(3)(4)の関係図



3 対象範囲

(1) 対象となる機関

知事部局、企業局、下水道局、行政委員会等事務局、教育委員会、警察本部

(2) 対象となる物品・サービスの範囲

(1)の機関の行う物品及びサービスの調達（借上及び委託を含む。）

4 環境物品等の調達に際しての基本的な考え方

環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築のため、次の点に留意し、県が率先してグ

グリーン購入に取り組むとともに、県民、事業者及び他自治体にも環境物品等の調達を積極的に呼びかけることにより、相互に協力してグリーン購入の推進を図る。

- (1) できるだけ広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮する。
- (2) 調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用に努めるとともに、環境物品等の調達を理由に調達総量が増加しないように配慮する。
- (3) 資源採取から廃棄に至る物品等のライフサイクル全体について、環境負荷の低減に配慮した環境物品等を調達するよう努める。
- (4) 調達に当たっては、環境物品等への需要の転換を促進するため、コスト並びに予算の適正な使用に留意しつつ、環境物品等を選択するよう努める。
- (5) 公共工事の資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて特に留意する。
- (6) WTO政府調達協定（特に同協定における「技術仕様」の規定）との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意する。

5 環境物品等の調達に関する基本的事項

環境物品等の調達に当たっては次の事項を考慮すること。なお、品質、機能等、調達する物品等に期待される一般的事項及び適正な価格については別途確保される必要がある。

- (1) 環境汚染物質等の排出が抑制されていること。
- (2) 「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化・省資源化や部品・素材の再利用のための設計上の工夫がなされていること。
- (3) 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- (4) 使用済み製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。
- (5) 紙製品においては、再生紙が使用されていること。また、バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。
- (6) プラスチック製品においては、紙などの代替素材製品の調達を検討し、使用抑制に努めること。代替素材製品がない場合は、再生プラスチック又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
- (7) 木質製品及び資材においては、間伐材等の再生資源が使われていること。なお、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。
- (8) ポリエステル繊維を使用している製品においては、再生PET樹脂を使用していること。
- (9) 画像機器等、電子計算機等、オフィス機器等、家電製品、エアコンディショナー等、温水器等、照明においては、エネルギー消費が少ないこと。
- (10) 自動車においては、「埼玉県公用車グリーン導入指針」に基づき選択すること。
- (11) 公共工事において使用する資材等は、その用途に要求される品質等を考慮した上で一定

の環境負荷低減効果が認められるものとする。また、契約図書において、そのような資材等を使用する旨を明記すること。

(12) 事業者の選定にあつては、ISO14001、エコアクション21、エコステージ及び埼玉県エコアップ認証等を取得しているなど環境負荷の低減への取組を考慮すること。

6 特定調達品目

特定調達品目の調達に当たっては、別表及び国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に準ずるものとする。

ただし、別表及び基本方針に定める「判断の基準」等は環境負荷の低減の観点から定められるものであるため、品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項及び適正な価格については別途確保される必要がある。

7 その他

(1) 県産木材の使用について

紙製品及び木製品については、県産木材を使用した製品の調達を検討すること。

(2) 「彩の国リサイクル製品」について

特定調達物品等に「彩の国リサイクル製品」（参考2に一覧を記載。併せて別表内「T 公共工事」の表1「特記事項」欄に「● 彩の国リサイクル製品認定あり」と記載。）がある場合は、数量、価格等を考慮して、優先的な調達に努めること。

※彩の国リサイクル製品認定制度

本県が「彩の国リサイクル製品認定制度実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、安全で高品質な製品として認定する制度。

グリーン購入の推進、廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進並びにリサイクル産業の育成を図り、本県の廃棄物最終処分量（率）の削減と循環型社会の形成に資することを目的とする。

実施要綱第11条では、県の責務として「物品等の購入において目的を満足し得る認定製品があるときは、当該製品を積極的に使用するよう努めるものとする。」と定めている。



認定マーク

彩の国リサイクル製品の認定要件概要

- ① 従来製品の代わりに使用できること
- ② 県内で安定的に販売されていること
- ③ 県内で発生する循環資源を原材料に使用していること
- ④ 生活環境保全措置が講じられた事業場で製造されていること
- ⑤ 各種法令が遵守されていること
- ⑥ 製品が安全性や品質などの認定基準を満たしていること

(3) 環境ラベルの活用について

環境物品等の調達に当たっては、第三者機関や業界団体等が運用している「エコマーク」、「国際エネルギースターロゴ」、「省エネルギーラベル」、「植物油インキマーク」等の各種ラベルを活用し、効率的な調達に努めること。

8 推進の方法

(1) 推進の体制

埼玉県環境管理規定に基づいて指名された「環境に良いこと推進員」が、各所属における本方針の取組を推進する。

(2) 調達目標

特定調達品目の調達に当たっては、原則としてすべて判断の基準を満たす特定調達物品等を調達することとする。

ただし、判断の基準を満たす物品等が存在しない場合及び判断の基準を満たす物品等であっても、品質、性能等の問題で事業上支障が生じる場合は、この限りではない。

(3) 調達状況の公表

県は、本方針に基づく物品等の調達状況等を定期的に把握し、県民に公表する。

9 施行期日

本方針は、令和3年5月24日以降に行う調達手続から適用する。

参考1 環境物品等の調達に当たり参考となる主なラベル

名称	ラベルの図柄	運営主体	該当する主な 特定調達品目の分類
エコマーク		公益財団法人日本環境協会	A 紙類 B 文具類 C オフィス家具等 D 画像機器等 E 電子計算機等 F オフィス機器等 H 家電製品 K 照明 M 消火器 N 制服・作業着等 O インテリア・寝装寝具 P 作業手袋 Q その他の繊維製品 R 設備
JOIFAグリーンマーク		一般社団法人日本オフィス家具協会	C オフィス家具等
国際エネルギースターロゴ		経済産業省（資源エネルギー庁）	D 画像機器等 E 電子計算機等
省エネルギーラベル		経済産業省（資源エネルギー庁）	E 電子計算機等 I エアコンディショナー等 J 温水器等 K 照明
統一省エネルギーラベル		経済産業省（資源エネルギー庁）	H 家電製品 I エアコンディショナー等 K 照明
モバイル・リサイクル・ネットワーク	 モバイル・リサイクル・ネットワーク 携帯電話・PHSのリサイクルにご協力を。	一般社団法人電気通信事業者協会	G 移動電話等
低燃費タイヤ統一マーク		一般社団法人日本自動車タイヤ協会	L 自動車等
エコ・ユニフォームマーク		日本被服工業組合連合会	N 制服・作業着等

PETボトルリサイクル推奨マーク		PETボトルリサイクル推進協議会	N 制服・作業着等 O インテリア・寝装寝具 Q その他の繊維製品
フレーム環境マーク		全日本ベッド工業会	O インテリア・寝装寝具
衛生マットレス		全日本ベッド工業会	O インテリア・寝装寝具
グリーン購入法適合ウィンドウフィルムロゴマーク		日本ウインドウ・フィルム工業会	R 設備
植物油インキマーク		印刷インキ工業連合会	U 役務(印刷)
バタフライ CO ₂ ロゴ		一般社団法人日本WPA	U 役務(印刷)
GPマーク		一般社団法人日本印刷産業連合会	U 役務(印刷)
環境保護印刷マーク(クリオネマーク)		環境保護印刷推進協議会	U 役務(印刷)
グリーン経営認証		公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団	U 役務(輸配送、引越輸送、旅客輸送)
彩の国リサイクル製品認定マーク【参考2】		埼玉県環境部資源循環推進課	T 公共工事(資材)
さいたま県産木材		一般社団法人埼玉県木材協会	




※ 各ラベルの基準とグリーン購入法に定める特定調達品目の判断の基準は必ずしもすべてが一致していないため、特定調達物品等以外の物品等にもラベルが表示されていることがある。また、ラベルの多くは事業者からの申請により付与されるため、特定調達物品等であってもラベルが表示されていないこともある。

※ 資源循環推進課が認定している「彩の国リサイクル製品」がある場合には、数量、価格等を考慮し、優先的な調達に努めることとする。参考に、彩の国リサイクル製品がある場合は、各品目の「特記事項」欄にその旨記載する。

※ 「統一省エネルギーラベル」の対象物品については、5つ星の物品の優先的な調達に努めることとする。

参考2 「彩の国リサイクル認定製品」一覧

令和元年6月3日現在

認定番号	品目	製品名 (会社名)	写真	製品の概要
13-特 1	道路用溶融スラグ (単体)	エコスラグ (オリックス資源循環株式会社)		製造過程で磨砕、磁選をすることにより、天然砂と同等の性状、機能を有している。特に粒度、密度が安定しており、透水性、せん断強度特性に優れている。
13-特 2	道路用溶融スラグ (単体)	小江戸川越スラグ (川越市)		比重が1.3~1.5程度で、外観は堅硬、球形のリサイクル資材。天然砂と同様の形状であり、代替品として使用できる。
14-1	再生材料を用いた コンクリート二次 製品	Re 彩 COOL 保水 (太平洋プレコン工業株式会社)		優れた保水機能を持ち、「ヒートアイランド現象」を緩和し、夏場に涼しい空間を提供する。エコマーク認定製品である。
14-特 1	道路用溶融スラグ (単体)	東部クリーンセンター 溶融スラグ (所沢市)		可燃ごみを焼却した際に発生する灰を約 1,300℃以上の高温で加熱し、溶融・固化してできるガラス質の黒い砂のような粒。高温で処理を行っているため、ダイオキシン類は無害化されている。
15-1 15-2 15-3 15-4	たい肥(食品)	めばえ、アドニス、 みのり、穂のか (株式会社アイル・ クリーンテック)		原料に食品残さを80%使用し、彩の国資源循環工場内において、全国初の「パレット式自動管理システム」により生産された製品である。
16-1	再生材料を用いた セメント	ポルトランドセメント 及び高炉セメント (三菱マテリアル株式 会社)		セメント製造用の原料の代替物として、火力発電所などから発生する石炭灰や下水汚泥等を利用し、廃タイヤ等をセメント焼成用の熱エネルギーの一部として活用している。

認定 番号	品目	製品名 (会社名)	写真	製品の概要
16-2	再生材料を用いた セメント	ポルトランドセメント 及び高炉セメント (太平洋セメント株式 会社)		高品質を維持しながら、火力発電所から排出される石炭灰や鉄工所から排出されるスラグ、一般家庭から排出される都市ごみ等を原材料として利用している。
16-3	園芸用品 (ベンチ、擬木、 プランタ等)	ポリカタフ 「エコナミイタ」 (信越ポリマー株式 会社)		軽量、強度、透明性など優れた特長を持ち、業界初のポリカーボネート再生材料（プレコンシューマ材）を50%以上使用した製品。エコマーク認定商品である。
16-特 1	園芸用品 (ベンチ、擬木、 プランタ等)	エコギ木 丸太ほか (ヤマム株式会社)		公園緑地整備などの外構資材として、天然木に近い風合いから自然と調和した景観を保ち、軽量かつ耐久性・施工性に優れたプラスチック製擬木。エコマーク認定製品である。
17-1	再生木質ボード	パーティクルボード (東京ボード工業株式 会社)		製材工場、建設現場等で発生する廃木材を100%使用したマテリアルリサイクル製品。木質資源を有効活用し、Co2の削減に寄与している。
17-2	道路用溶融スラグ (単体)	さいたま市桜環境 センタースラグ (株式会社エコパーク さいたま)		ごみを約1,700℃以上の高温で溶融・固化してできる砂状のもの。アスファルト混合物の骨材はもとより、優れた透水性能、締固め性能を有し、天然砂の代替品として使用できる。
18-1	たい肥(食品)	のぞみ (株式会社サニタリー センター)		本庄市周辺地域の食品加工工場から廃棄される惣菜の調理くずやスーパーマーケットから廃棄される弁当などを原料にした堆肥である。

別表 令和3年度特定調達品目及び判断の基準等

1 基本的な考え方

各品目の判断の基準等については、「特記事項」欄に記載のない限り、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和3年2月19日閣議決定）」（以下「基本方針」という。）の「判断の基準」、「配慮事項」、「備考」等を準用する。

なお、埼玉県グリーン調達推進方針は、基本方針を参考に毎年改定を行っているが、県の実情に合わせて特定調達品目を設定しているため、以下の品目について基本方針と相違がある。

◇基本方針の特定調達品目であるが、埼玉県グリーン調達推進方針の特定調達品目ではない品目

品目名	起案用紙
-----	------

◇県独自の特定調達品目（20品目）

No.	品目名	該当ページ
R008	ボイラー	19
R009	廃棄物焼却炉	19
R010	ガスタービン（予備施設及び非常用を除く）	19
R011	ディーゼル機関（予備施設及び非常用を除く）	19
R012	ガス機関（予備施設及び非常用を除く）	19
R013	ガソリン機関（予備施設及び非常用を除く）	19
T002	建設発生土を改良した改良土	22
T011	一般廃棄物溶融スラグ骨材	23
T015	一般廃棄物溶融スラグ混入アスファルト混合物	23
T018	一般廃棄物溶融スラグ混入路盤材	23
T023	再生材料を用いたセメント	23
T025	一般廃棄物溶融スラグ骨材混入コンクリート	23
T026	コンクリート塊再生骨材混入コンクリート	24
T032	建築物用環境配慮型塗料	24
T038	食品残さを用いたたい肥	24
T039	園芸資材（ベンチ、擬木、プランタ等）	24
T069	下水汚泥焼却灰を使用した再生れんが	25
T072	低振動型建設機械	26
U021	イベント運営	27
W001	容器入り飲料	28

◇県独自の判断の基準を定めている特定調達品目（10品目）

No.	品目名	該当ページ
B004	マーキングペン	12
H001	電気冷蔵庫	16
H002	電気冷凍庫	16
H003	電気冷凍冷蔵庫	16
I001	エアコンディショナー	16
K001	LED照明器具	17
L001	乗用車	17
R001	太陽光発電システム	19
T068	合板型枠	25
U002	印刷	26

2 その他の記載事項について

(1) 一括契約品目

会計管理課で一括契約する事務用消耗品等（以下「一括契約品目」という。）のうち、本方針の特定調達品目に該当する一括契約品目については、本方針の判断の基準を満たしている。

参考に、一括契約品目がある場合は、各品目の特記事項にその旨記載する。

(2) 過去3年間の変更点

地球温暖化の深刻化、海洋プラスチックごみ問題への対応等を踏まえ、国の基本方針が毎年改正されている。別表の品目について、改正した内容や時期等を明確にするため、過去3年間の主な変更点（本文の変更に限る）の概要について別表に記載する。なお、新たな改正により内容が修正される場合には、上書きする。

(3) その他

判断の基準のうち、コピー用紙、印刷用紙、衛生用紙については、調達数量が多いことから判断の基準（抜粋）を特記事項に記載する。

3 環境物品等の調達に当たって参考となる資料・サイト等

◇グリーン購入法.net（環境省）

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

◇『環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和3年2月19日変更閣議決定)』（環境省）

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

◇『グリーン購入の調達者の手引き(令和3年2月)』（環境省）

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/shiryuu.html>

◇エコ商品ねっと（グリーン購入ネットワーク）

<http://www.gpn.jp/econet/>

◇エコマーク（公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局）

<http://www.ecomark.jp/>

A 紙類（7品目）

No.	品目名		特記事項
A001	情報用紙	コピー用紙	● 一括契約対象 【判断の基準】 総合評価値 80 以上（古紙パルプ配合率 70%以上）
A002		フォーム用紙	
A003		インクジェットカラープリンター用塗工紙	
A004	印刷用紙	塗工されていない印刷用紙	【判断の基準】 総合評価値 80 以上（古紙パルプ配合率 60%以上）
A005		塗工されている印刷用紙	
A006	衛生用紙	トイレットペーパー	【判断の基準】 古紙パルプ配合率 100%以上
A007		ティッシュペーパー	

【参考となる環境ラベル】

- ・エコマーク（公益財団法人日本環境協会）

B 文具類（82品目）

※【容】は容器等に適用

No.	品目名		特記事項
	文具類共通		R2) 文具類共通の判断の基準に、植物を原料とするプラスチックの使用について追記（これまでの再生プラスチック 40%以上使用に加え、植物を原料とするプラスチックの使用を追加） ※なお、独自の基準が設定されている品目があるので注意すること。
B001	シャープペンシル		● 一括契約対象
B002	【容】シャープペンシル替芯		● 一括契約対象
B003	ボールペン		● 一括契約対象
B004	マーキングペン		● 一括契約対象 【県独自の判断の基準】 消耗品が交換又は補充できること。 このほか、基本方針に準ずる。
B005	鉛筆		● 一括契約対象
B006	スタンプ台		
B007	朱肉		
B008	印章セット		
B009	印箱		
B010	公印		
B011	ゴム印		
B012	回転ゴム印		
B013	定規		
B014	トレイ		
B015	消しゴム		● 一括契約対象
B016	ステープラー（汎用型）		
B017	ステープラー（汎用型以外）		
B018	ステープラー針リムーバー		
B019	連射式クリップ（本体）		

B020	事務用修正具（テープ）	● 一括契約対象
B021	【容】事務用修正具（液状）	● 一括契約対象
B022	クラフトテープ	● 一括契約対象
B023	粘着テープ（布粘着）	● 一括契約対象
B024	両面粘着紙テープ	● 一括契約対象
B025	製本テープ	● 一括契約対象
B026	ブックスタンド	
B027	ペンスタンド	
B028	クリップケース	
B029	はさみ	
B030	マグネット（玉）	
B031	マグネット（バー）	
B032	テープカッター	
B033	パンチ（手動）	
B034	モルトケース（紙めくり用スポンジケース）	
B035	【容】紙めくりクリーム	
B036	鉛筆削（手動）	
B037	【容】OAクリーナー（ウエットタイプ）	
B038	【容】OAクリーナー（液タイプ）	
B039	ダストブロワー	
B040	レターケース	
B041	メディアケース	
B042	マウスパッド	
B043	OAフィルター（枠あり）	
B044	丸刃式紙裁断機	
B045	カッターナイフ	
B046	カッティングマット	
B047	デスクマット	
B048	OHPフィルム	
B049	絵筆	
B050	【容】絵の具	
B051	【容】墨汁	
B052	【容】のり（液状）（補充用を含む。）	● 一括契約対象
B053	【容】のり（澱粉のり）（補充用を含む。）	
B054	【容】のり（固形）（補充用を含む。）	● 一括契約対象
B055	【容】のり（テープ）	● 一括契約対象
B056	ファイル	● 一括契約対象
B057	バインダー	
B058	ファイリング用品	
B059	アルバム（台紙を含む。）	
B060	つづりひも	● 一括契約対象
B061	カードケース	
B062	事務用封筒（紙製）	● 一括契約対象

B063	窓付き封筒（紙製）	
B064	けい紙	
B065	ノート	● 一括契約対象
B066	パンチラベル	● 一括契約対象
B067	タックラベル	
B068	インデックス	● 一括契約対象
B069	付箋紙	● 一括契約対象
B070	付箋フィルム	
B071	黒板拭き	
B072	ホワイトボード用レーザー	
B073	額縁	
B074	ごみ箱	
B075	リサイクルボックス	
B076	缶・ボトルつぶし機（手動）	
B077	名札（机上用）	
B078	名札（衣服取付型・首下げ型）	
B079	鍵かけ（フックを含む。）	
B080	チョーク	
B081	グラウンド用白線	
B082	梱包用バンド	

【参考となる環境ラベル】

- ・エコマーク（公益財団法人日本環境協会）

C オフィス家具等（10品目）

No.	品目名	特記事項
C001	いす	
C002	机	
C003	棚	
C004	収納用什器（棚以外）	
C005	ローパーティション	
C006	コートハンガー	
C007	傘立て	
C008	掲示板	
C009	黒板	
C010	ホワイトボード	

【参考となる環境ラベル】

- ・エコマーク（公益財団法人日本環境協会）
- ・JOIFAグリーンマーク（一般社団法人日本オフィス家具協会）

D 画像機器等（10品目）

No.	品目名	特記事項
D001	コピー機	R2)少なくとも25gを超える部品の一つについて再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品の使用を判断の基準に規定 R2) リユースに配慮した機器の消費電力量等について、国際エネルギースタープログラムの画像機器 Ver. 2.0 の基準を適用
D002	複合機	R2) 再生プラスチック部品等の使用についてコピー機と同様に規定 R2) 消費電力量等について、国際エネルギースタープログラムの画像機器 Ver. 3.0 の基準を適用、プロ用複合機の基準の明確化 R2) リユースに配慮した機器の消費電力量等について、国際エネルギースタープログラムの画像機器 Ver. 2.0 の基準を適用
D003	拡張性のあるデジタルコピー機	R2)少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品の使用を判断の基準に規定 R2) リユースに配慮した機器の消費電力量等について、国際エネルギースタープログラムの画像機器 Ver. 2.0 の基準を適用
D004	プリンタ	R2) 再生プラスチック部品等の使用についてコピー機と同様に規定
D005	プリンタ複合機	R2) 消費電力量等について、国際エネルギースタープログラムの画像機器 Ver. 3.0 の基準を適用、プロ用機器の基準の明確化
D006	ファクシミリ	
D007	スキャナ	R2) 消費電力量等について、国際エネルギースタープログラムの画像機器 Ver. 3.0 の基準を適用
D008	プロジェクタ	H31) 製品本体重量、消費電力及び待機時消費電力に係る判断の基準の強化等
D009	トナーカートリッジ	R3) タイプ I 環境ラベルの活用に係る判断の基準を追加（エコマーク認定基準を満たす又は同等のものであること）
D010	インクカートリッジ	

【参考となる環境ラベル】

- ・エコマーク（公益財団法人日本環境協会）
- ・国際エネルギースターロゴ（経済産業省（資源エネルギー庁））

E 電子計算機等（4品目）

※【容】は容器等に適用

No.	品目名	特記事項
E001	電子計算機	R3) サーバ型電子計算機のエネルギー消費効率等について、省エネ法のトップランナー基準値に変更 R3) クライアント型電子計算機のエネルギー消費効率等について、省エネ法のトップランナー基準の85%達成又は国際エネルギースタープログラム Ver7.0 の基準値に変更 R2) 筐体・部品への再生プラスチック又は植物由来プラスチックの使用を判断の基準に追加
E002	磁気ディスク装置	
E003	ディスプレイ	
E004	【容】記録用メディア	● 一括契約対象

【参考となる環境ラベル】

- ・エコマーク（公益財団法人日本環境協会）
- ・国際エネルギースターロゴ（経済産業省（資源エネルギー庁））
- ・省エネルギーラベル（経済産業省（資源エネルギー庁））

F オフィス機器等（5品目）

No.	品目名	特記事項
F001	シュレッダー	
F002	デジタル印刷機	
F003	掛時計	
F004	電子卓上計算機	
F005	一次電池又は小型充電式電池	● 一括契約対象

【参考となる環境ラベル】

- ・エコマーク（公益財団法人日本環境協会）

G 携帯電話等（3品目）

No.	品目名	特記事項
G001	携帯電話	R2) 筐体・部品への再生プラスチック又は植物由来プラスチックの配合率に係る情報開示を判断の基準に追加
G002	P H S	
G003	スマートフォン	

【参考となる環境ラベル】

- ・モバイル・リサイクル・ネットワーク（一般社団法人電気通信事業者協会）

H 家電製品（6品目）

No.	品目名	特記事項
H001	電気冷蔵庫	【県独自の判断の基準】 基本方針の「基準値1」とする。
H002	電気冷凍庫	
H003	電気冷凍冷蔵庫	
H004	テレビジョン受信機	
H005	電気便座	
H006	電子レンジ	

【参考となる環境ラベル】

- ・エコマーク（公益財団法人日本環境協会）
- ・省エネルギーラベル（経済産業省（資源エネルギー庁））
- ・統一省エネルギーラベル（経済産業省（資源エネルギー庁））

I エアコンディショナー等（3品目）

No.	品目名	特記事項
I001	エアコンディショナー	【県独自の判断の基準】 基本方針の「基準値1」とする。
I002	ガスヒートポンプ式冷暖房機	
I003	ストーブ	

【参考となる環境ラベル】

- ・省エネルギーラベル（経済産業省（資源エネルギー庁））
- ・統一省エネルギーラベル（経済産業省（資源エネルギー庁））

J 温水器等（4品目）

No.	品目名	特記事項
J001	ヒートポンプ式電気給湯器	
J002	ガス温水機器	R2) 潜熱型機器に係る判断の基準の変更（エネルギー消費効率90以上）
J003	石油温水機器	

J004	ガス調理機器	
------	--------	--

【参考となる環境ラベル】

- ・省エネルギーラベル（経済産業省（資源エネルギー庁））

K 照明（4品目）

No.	品目名	特記事項
K001	LED照明器具	【県独自の判断の基準】 基本方針の「基準値1」とする。
K002	LEDを光源とした内照式表示灯	
K003	蛍光ランプ（大きさの区分40形直管蛍光ランプ）	
K004	電球形状のランプ	

【参考となる環境ラベル】

- ・エコマーク（公益財団法人日本環境協会）
- ・省エネラベル（経済産業省（資源エネルギー庁））
- ・統一省エネルギーラベル（経済産業省（資源エネルギー庁））

L 自動車等（8品目）

No.	品目名	特記事項
L001	乗用車	【県独自の判断の基準】 「埼玉県公用車グリーン導入指針」（環境部大気環境課）による。
L002	小型バス	R3)乗用車以外については、基準値1を次世代自動車、基準値2を従前の燃費基準を適用
L003	小型貨物車	
L004	バス等	
L005	トラック等	
L006	トラクタ	
L007	乗用車用タイヤ	● 小型トラック用タイヤも対象
L008	2サイクルエンジン油	

◆埼玉県公用車グリーン導入指針及び同実施要領（令和3年4月改正）

<http://bunya/docs/2019053100023/>

【参考となる環境ラベル】

- ・エコマーク（公益財団法人日本環境協会）
- ・低燃費タイヤ統一マーク（一般社団法人日本自動車タイヤ協会）

M 消火器（1品目）

No.	品目名	特記事項
M001	消火器	

【参考となる環境ラベル】

- ・エコマーク（公益財団法人日本環境協会）

N 制服・作業着等（4品目）

No.	品目名	特記事項
N001	制服	
N002	作業服	
N003	帽子	
N004	靴	

【参考となる環境ラベル】

- ・エコマーク（公益財団法人日本環境協会）
- ・エコ・ユニフォームマーク（日本被服工業組合連合会）
- ・PETボトルリサイクル推奨マーク（PETボトルリサイクル推進協議会）

○ インテリア・寝装寝具（11品目）

No.	品目名	特記事項
0001	カーテン	
0002	布製ブラインド	
0003	金属製ブラインド	
0004	タフテッドカーペット	
0005	タイルカーペット	
0006	織じゅうたん	
0007	ニードルパンチカーペット	
0008	毛布	
0009	ふとん	R2) ポリエステル繊維を使用した製品について再生 PET 樹脂 50%以上に変更 R2) 故繊維から得られるポリエステル繊維 25%以上に変更
0010	ベッドフレーム	
0011	マットレス	

【参考となる環境ラベル】

- ・エコマーク（公益財団法人日本環境協会）
- ・PETボトルリサイクル推奨マーク（PETボトルリサイクル推進協議会）
- ・フレーム環境マーク（全日本ベッド工業会）
- ・衛生マットレス（全日本ベッド工業会）

P 作業手袋（1品目）

No.	品目名	特記事項
P001	作業手袋	

【参考となる環境ラベル】

- ・エコマーク（公益財団法人日本環境協会）

Q その他の繊維製品（7品目）

No.	品目名	特記事項
Q001	集会用テント	
Q002	ブルーシート	
Q003	防球ネット	
Q004	旗	
Q005	のぼり	
Q006	幕	
Q007	モップ	

【参考となる環境ラベル】

- ・エコマーク（公益財団法人日本環境協会）
- ・PETボトルリサイクル推奨マーク（PETボトルリサイクル推進協議会）

R 設備（13品目）

※「㊦」は県が独自に定めた品目名

No.	品目名	特記事項
R001	太陽光発電システム	【県独自の判断の基準】 「太陽光発電設備の設置ガイドライン」（総務部管財課、環境部温暖化対策課）による。このほか、基本方針に準ずる。
R002	太陽熱利用システム	R3) 太陽集熱器の JIS 規格（JIS A 4112）の改正に伴い見直し。日集熱効率基準について、2 段階基準の設定。
R003	燃料電池	
R004	エネルギー管理システム	
R005	生ゴミ処理機	
R006	節水機器	
R007	日射調整フィルム	
R008	㊦ ボイラー	【判断の基準】 「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」、「埼玉県生活環境保全条例に基づく低公害機器の普及の促進に関する指針」の基準を満たすこと。
R009	㊦ 廃棄物焼却炉	【判断の基準】 「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」の基準を満たすこと。 【備考】 本項の判断の基準の対象とする「廃棄物焼却炉」は、ばい煙発生施設とばい煙処理施設を合わせた一連の設備を指し、下水汚泥焼却炉も含む。
R010	㊦ ガスタービン（予備施設及び非常用を除く）	【判断の基準】 「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」の基準を満たすこと。
R011	㊦ ディーゼル機関（予備施設及び非常用を除く）	【判断の基準】 「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」、「埼玉県生活環境保全条例に基づく低公害機器の普及の促進に関する指針」の基準を満たすこと。 【備考】 本項の判断の基準の対象とする「ディーゼル機関」は、ばい煙発生施設とばい煙処理施設を合わせた一連の設備を指す。
R012	㊦ ガス機関（予備施設及び非常用を除く）	【判断の基準】 「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」の基準を満たすこと。
R013	㊦ ガソリン機関（予備施設及び非常用を除く）	【判断の基準】 「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」の基準を満たすこと。 【備考】 本項の判断の基準の対象とする「ガソリン機関」は、ばい煙発生施設とばい煙処理施設を合わせた一連の設備を指す。
R014	テレワーク用ライセンス	
R015	Web 会議システム	

◆太陽光発電設備の設置ガイドライン（平成 24 年 8 月改正）

<http://bunya/docs/2012122700476/files/taiyoukou.pdf>

◆工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針（平成16年3月改正）

https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/5069/201562_1.pdf

◆埼玉県生活環境保全条例に基づく低公害機器の普及の促進に関する指針（平成21年12月改正）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/5069/teikogaishishin.pdf>

【参考となる環境ラベル等】

- ・エコマーク（公益財団法人日本環境協会）
- ・グリーン購入法適合ウィンドウフィルムロゴマーク（日本ウインドウ・フィルム工業会）
- ・低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定制度について（東京都）

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/torikumi/nox_co2/recognition_standard.html

認定機器の一覧

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/torikumi/nox_co2/equipment_list.html

S 災害備蓄用品（15品目）

※災害備蓄用品として調達するものが対象

No.	品目名	特記事項
S001	災害備蓄用飲料水	R3)品目名称を「ペットボトル飲料水」から「災害備蓄用飲料水」に変更
S002	アルファ化米	
S003	保存パン	
S004	乾パン	
S005	レトルト食品等	
S006	栄養調整食品	
S007	フリーズドライ食品	
S008	毛布	再掲（O インテリア・寝装寝具）
S009	作業手袋	再掲（P 作業手袋）
S010	テント	再掲（Q その他の繊維製品）
S011	ブルーシート	再掲（Q その他の繊維製品）
S012	一次電池	再掲（F オフィス機器等）
S013	非常用携帯燃料	
S014	携帯発電機	
S015	非常用携帯電源	

T 公共工事（82品目）

※「Ⓞ」は県が独自に定めた品目名

分類	品目分類	品目名
資材 (表1)	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土
		Ⓞ建設発生土を改良した改良土
		土工用水砕スラグ
		銅スラグを用いたケーソン中詰め材
		フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材
	地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ
	コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材
		フェロニッケルスラグ骨材
		銅スラグ骨材
		電気炉酸化スラグ骨材
		Ⓞ一般廃棄物溶融スラグ骨材

アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物
	中温化アスファルト混合物
	㊦一般廃棄物溶融スラグ混入アスファルト混合物
路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材
	再生骨材等
	㊦一般廃棄物溶融スラグ混入路盤材
小径丸太材	間伐材
混合セメント	高炉セメント
	フライアッシュセメント
セメント	エコセメント
	㊦再生材料を用いたセメント
コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート
	㊦一般廃棄物溶融スラグ骨材混入コンクリート
	㊦コンクリート塊再生骨材混入コンクリート
鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート
塗料	下塗用塗料（重防食）
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料
	高日射反射率塗料
	㊦建築物用環境配慮型塗料
防水	高日射反射率防水
舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）
	再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）
園芸資材	バークたい肥
	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）
	㊦食品残さを用いたたい肥
	㊦園芸用品（ベンチ、擬木、プランタ等）
道路照明	LED道路照明
中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック
タイル	セラミックタイル
建具	断熱サッシ・ドア
製材等	製材
	集成材
	合板
	単板積層材
	直交集成板
フローリング	フローリング
再生木質ボード	パーティクルボード
	繊維板

		木質系セメント板
	木材・プラスチック再生複合材製品	木材・プラスチック再生複合材製品
	ビニル系床材	ビニル系床材
	断熱材	断熱材
	照明機器	照明制御システム
	変圧器	変圧器
	空調用機器	吸収冷温水機
		氷蓄熱式空調機器
		ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
		送風機
		ポンプ
	配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管
	衛生器具	自動水栓
		自動洗浄装置及びその組み込み小便器
		大便器
	コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠
		合板型枠
	—	㊦下水汚泥焼却灰を使用した再生れんが
建設機械 (表2)	—	排出ガス対策型建設機械
		低騒音型建設機械
		㊦低振動型建設機械

工法 (表3)	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法
	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法
	コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法
	舗装(表層)	路上表層再生工法
	舗装(路盤)	路上再生路盤工法
	法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法
	山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法
目的物 (表4)	舗装	排水性舗装
		透水性舗装
	屋上緑化	屋上緑化

表1 【資材(材料及び機材を含む)】

品目分類	No.	品目名	特記事項
盛土材等	T001	建設汚泥から再生した処理土	
	T002	㊦建設発生土を改良した改良土	【判断の基準】 建設発生土を改良した改良土であること。
	T003	土工用水砕スラグ	
	T004	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	

	T005	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
地盤改良材	T006	地盤改良用製鋼スラグ	
コンクリート用スラグ骨材	T007	高炉スラグ骨材	
	T008	フェロニッケルスラグ骨材	
	T009	銅スラグ骨材	
	T010	電気炉酸化スラグ骨材	
	T011	㊦一般廃棄物溶融スラグ骨材	<p>● 彩の国リサイクル製品認定あり</p> <p>【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる一般廃棄物溶融スラグ骨材が使用された骨材であること。 使用する一般廃棄物溶融スラグは、J I S A 5 0 3 1 の基準を満たすこと。</p>
アスファルト混合物	T012	再生加熱アスファルト混合物	
	T013	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
	T014	中温化アスファルト混合物	
	T015	㊦一般廃棄物溶融スラグ混入アスファルト混合物	<p>【判断の基準】 加熱アスファルト混合物の骨材として、一般廃棄物溶融スラグを使用していること。 使用する一般廃棄物溶融スラグは、J I S A 5 0 3 2 の基準を満たすこと。</p>
路盤材	T016	鉄鋼スラグ混入路盤材	
	T017	再生骨材等	
	T018	㊦一般廃棄物溶融スラグ混入路盤材	<p>【判断の基準】 路盤材の骨材として、一般廃棄物溶融スラグを使用していること。 使用する一般廃棄物溶融スラグは、J I S A 5 0 3 2 の基準を満たすこと。</p>
小径丸太材	T019	間伐材	
混合セメント	T020	高炉セメント	
	T021	フライアッシュセメント	
セメント	T022	エコセメント	
	T023	㊦再生材料を用いたセメント	● 彩の国リサイクル製品認定あり
コンクリート及び	T024	透水性コンクリート	

コンクリート製品	T025	㊟ 一般廃棄物溶融スラグ骨材混入コンクリート	【判断の基準】 一般廃棄物溶融スラグ骨材が含まれていること。 使用する一般廃棄物溶融スラグは、J I S A 5 0 3 1 の基準を満たすものであること。
	T026	㊟ コンクリート塊再生骨材混入コンクリート	【判断の基準】 コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。 使用するコンクリート塊再生骨材は、J I S A 5 0 2 3 の基準を満たすものであること。
鉄鋼スラグ水和固化体	T027	鉄鋼スラグブロック	
吹付けコンクリート	T028	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	
塗料	T029	下塗用塗料（重防食）	
	T030	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	
	T031	高日射反射率塗料	
	T032	㊟ 建築物用環境配慮型塗料	【判断の基準】 建築物内装用塗料にあつては、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生がきわめて少ない規格品（F☆☆☆☆を基本とし、該当する塗料がない場合は、F☆☆☆☆又は同等品）であること。 【配慮事項】 建築物外装用（金属部を除く。）塗料にあつては、従来型塗料よりも揮発性有機化合物の含有量の少ない塗料であること。
防水	T033	高日射反射率防水	
舗装材	T034	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	
	T035	再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	● 彩の国リサイクル製品認定あり
園芸資材	T036	バークたい肥	
	T037	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	
	T038	㊟ 食品残さを用いたたい肥	● 彩の国リサイクル製品認定あり 【判断の基準】 彩の国リサイクル製品の認定を受けていること
	T039	㊟ 園芸資材（ベンチ、擬木、プランタ等）	● 彩の国リサイクル製品認定あり
道路照明	T040	L E D道路照明	
中央分離帯ブロック	T041	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	
タイル	T042	セラミックタイル	

建具	T043	断熱サッシ・ドア	
製材等	T044	製材	
	T045	集成材	
	T046	合板	
	T047	単板積層材	
	T048	直交集成板	
フローリング	T049	フローリング	
再生木質ボード	T050	パーティクルボード	● 彩の国リサイクル製品認定あり
	T051	繊維板	
	T052	木質系セメント板	
木材・プラスチック再生複合材製品	T053	木材・プラスチック再生複合材製品	
ビニル系床材	T054	ビニル系床材	
断熱材	T055	断熱材	
照明機器	T056	照明制御システム	
変圧器	T057	変圧器	
空調用機器	T058	吸収冷温水機	
	T059	氷蓄熱式空調機器	
	T060	ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機	
	T061	送風機	
	T062	ポンプ	
配管材	T063	排水・通気用再生硬質ポリ塩 化ビニル管	● 彩の国リサイクル製品認定あり
衛生器具	T064	自動水栓	
	T065	自動洗浄装置及びその組み込 み小便器	
	T066	大便器	H31) 洗浄水量を 6.5L/以下に変更
コンクリート用型 枠	T067	再生材料を使用した型枠	
	T068	合板型枠	【判断の基準】 針葉樹林を使用している合板（芯材 等に針葉樹林を使用している合板）で あること。強度等は J A S 規格によ る。 このほか、基本方針に準ずる。
—	T069	㊦ 下水汚泥焼却灰を使用した 再生れんが	【判断の基準】 下水汚泥焼却灰を含有したリサイ クル商品であること。 J I S 規格を満たすこと。

◆彩の国リサイクル製品（埼玉県環境部資源循環推進課）

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0507/recycle-ninteiseido/index.html>

表 2 【建設機械】

No.	品目名	特記事項		
T070	排出ガス対策型建設機械			
T071	低騒音型建設機械			
T072	㊟低振動型建設機械	【判断の基準】 建設機械の振動の測定値が下表に掲げる値以下のものであること。		
		機種	諸元	基準値
		バイブロハンマー	最大起振力245kN以上	70dB
			最大起振力245kN未満	65dB
バックホウ	標準バケット山積（平積）容量0.5（0.4）m ³ 以上	55dB		

表 3 【工法】

品目分類	No.	品目名	特記事項
建設発生土有効利用工法	T073	低品質土有効利用工法	
建設汚泥再生処理工法	T074	建設汚泥再生処理工法	
コンクリート塊再生処理工法	T075	コンクリート塊再生処理工法	
舗装（表層）	T076	路上表層再生工法	
舗装（路盤）	T077	路上再生路盤工法	
法面緑化工法	T078	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
山留め工法	T079	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	

表 4 【目的物】

品目分類	No.	品目名	特記事項
舗装	T080	排水性舗装	
	T081	透水性舗装	
屋上緑化	T082	屋上緑化	

U 役務（22品目）

No.	品目名	特記事項
U001	省エネルギー診断	R2) エネルギー管理体制・管理方法に係る提案について、判断の基準に追加。
U002	印刷	※枠外参照 R2) インキに係る判断の基準の見直し。
U003	食堂	H31) ワンウェイプラスチック製の容器等の原則使用禁止、食品廃棄削減のための措置、食べ残しの削減のため食堂利用者への普及啓発等について判断の基準に追加。
U004	自動車専用タイヤ更生	
U005	自動車整備	
U006	庁舎管理	参照 第3期埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

No.	品目名	特記事項
		第5章 温室効果ガス削減に向けた取組事項 1 温室効果ガス削減目標達成のための取組 (1)「地球温暖化対策計画」に基づく削減 ③ 県有施設エコオフィス化
U007	植栽管理	
U008	加煙試験	
U009	清掃	H31) 手洗い用の植物油脂を原料とした石けん液又は石けんについて、持続可能な原料の使用を判断の基準に追加 (配慮事項から格上げ)
U010	タイルカーペット洗浄	
U011	機密文書処理	
U012	害虫防除	
U013	輸配送	
U014	旅客輸送 (自動車)	
U015	蛍光灯機能提供業務	
U016	庁舎等において営業を行う小売業務	R3) ワンウェイのプラスチック製の買物袋 (レジ袋) について、植物由来プラスチック原料の配合率基準値を 10% から 25% に引き上げ (植物由来プラ配合率については経過措置の設定) R3) 呼び厚さに係る判断の基準を追加 R3) 単一素材であるなど再生利用のための工夫を判断の基準に追加
U017	クリーニング	R2) 袋・包装材の削減のための独自の取組の実施を判断の基準に設定
U018	飲料自動販売機設置	R3) 缶・ボトル自販機に係るエネルギー消費効率基準値の追加 (1000kWh 以下) R3) 缶・ボトル自販機に係るエネルギー消費効率達成率の引き上げ (省エネ法トップランナー基準の 120%) R3) 自販機本体への LED 照明の使用を判断の基準に追加 R3) 屋内に設置する自販機について、照明の常時消灯を判断の基準に設定 (配慮事項からの格上げ)
U019	引越輸送	
U020	会議運営	H31) 紙の資料・印刷物等のリサイクル、会議参加者への情報提供、飲料提供時の配慮等を判断の基準に追加 (配慮事項からの格上げ)
U021	☉イベント運営	【判断の基準】 基本方針の会議運営に係る「判断の基準」、「配慮事項」及び「備考」について、<会議>を<イベント>に読み替えて準用する。
U022	印刷機能等提供業務	

◆ 第3期 埼玉県地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) (令和3年3月策定)
(計画期間 令和3年度から令和12年度までの10年間)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/ontaijikkou.html>

※ 「U002 印刷」の判断の基準等について

【判断の基準】

① 情報用紙及び印刷用紙 (「A 紙類」参照) に係る判断の基準を満たす用紙を使用していること。ただし、冊子形状のものは表紙を除く。

②オフセット印刷

- ア. バイオマスを含有したインキであって、かつ芳香族成分が1%以下の溶剤のみを用いる印刷用インキを使用していること。
- イ. インキの化学安全性が確認されていること。

③デジタル印刷

- ア. 電子写真方式(乾式トナーに限る。)にあつては、トナーカートリッジの化学安全性が確認されていること。
- イ. 電子写真方式(湿式トナーに限る。)又はインクジェット方式にあつては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。

【配慮事項】

判断の基準を満たす旨の表示(「バイオマスインキマーク」等)を印刷物へ行うこと。

☆参考

リサイクルの観点から以下の紙、インキ類、加工資材を使用することが望ましい。

紙	普通紙	アート紙/コート紙/上質紙/中質紙/更紙
	加工紙	抄色紙(A)/ファンシーペーパー(A)/樹脂含浸紙(水溶性のもの)
インキ類	通常インキ	凸版インキ/平版インキ(オフセットインキ)/溶剤型グラビアインキ/溶剤型フレキソインキ/スクリーンインキ
	特殊インキ	リサイクル対応型UVインキ/オフセット用金・銀インキ/パールインキ/OCRインキ(油性)
加工資材	特殊加工	OPニス
	製本加工	製本用針金/ホッチキス等/難細裂化EVA系ホットメルト/PUR系ホットメルト/水溶性のり
	表面加工	光沢コート(ニス引き、プレスコート)
	その他加工	リサイクル対応型シール(全離解可能粘着紙)
<p>注1 抄色紙、ファンシーペーパーは、環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。</p> <p>注2 難細裂化EVA系ホットメルト、PUR系ホットメルト、リサイクル対応型UVインキ、リサイクル対応型シールは、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。</p>		

印刷の各工程における望ましい環境配慮

- ・製版工程・・・デジタル化の推進
- ・刷版工程・・・アルミ基材の印刷版の再使用又はリサイクル
- ・印刷工程・・・損紙等の古紙へのリサイクル、VOC発生抑制対策、インク等の容器及び感光ドラム等の資材や部品等の再使用又はリサイクル
- ・表面加工・・・損紙等の古紙へのリサイクル、VOC発生抑制対策
- ・製本加工・・・損紙等の古紙へのリサイクル、騒音・振動対策
- ・製本納品・・・製品包装・梱包の簡易化、リサイクル及び廃棄負荷の低減

V プラスチック製ごみ袋（1品目）

No.	品目名	特記事項
V001	プラスチック製ごみ袋	R3)植物由来プラスチック配合率 25%以上、再生プラスチック配合率 40%以上（植物由来プラ配合率については経過措置の設定） R3)タイプ I 環境ラベルの活用に係る判断の基準を追加（エコマーク認定基準を満たす又は同等のものであること） R3)充填剤の不使用に係る判断の基準を追加

W その他（1品目）

No.	品目名	特記事項
W001	㊦容器入り飲料 ※「S001 災害備蓄用飲料水」を除く	【判断の基準】 次の要件を満たすこと。 ①ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。 ②容器包装の返却・回収が行われること。